経済研究
Vol. 58, No. 4, Oct. 2007

徳川日本の所得分布

——1840年代の長州経済——

斎藤　修・西川俊作

近世イングランドや低地諸邦における経済成長は所得不平等の拡大を伴っていたが，徳川後期の日本では格差の拡大はみられなかったといわれている．本稿は，1840年代に長州藩が行った村別調査報告集である『防長風土注進案』にもとづき，身分階層間格差は実際に小さかったことを示す．武士の一人当り所得は農家の一人当り可処分所得の1.8倍，工商世帯は1.6倍にすぎなかったのである．この背景には，可処分所得の42%を非農生産活動によって稼ぎだす農家兼業の拡がりがあった．

はじめに

1700年から1870年の170年間における経済成長率は，英国と低地諸邦に代表される西欧においては一人当り年率値で0.22%，日本においてはそれより低い0.1%程度であったと推定されている．他方，所得格差については，本稿の著者の一人(斎藤)はこの間の一人当りGDPおよび実質賃金の動きから，日本の場合，徳川時代を通じて開かなかったのではないかと論じた(斎藤2005，Saito 2005)．また，生活水準の日欧比較を試みた論文では，18世紀日本の農家所得が——実質賃金の水準には大きな差がみられたにもかかわらず——西欧の賃金労働者世帯の所得水準とそれほど違わないことを明らかにした(バッシーノ・馬・斎藤2005)．これらの事実から推測されるのは，順調な成長がみられた近世西欧では所得格差が開いたこと，そして日本との比較では，支配階級および中産階級の所得には大きな水準差があったということである．

ここから，徳川日本における所得格差の水準はあまり高くなかったとみることができそうであるが，残念ながら間接的な推論にとどまる．その水準をより直接的に測ることはできないであろうか．それが可能となれば，徳川後期マクロ経済の実態についての私たちの認識は大いに深まるにちがいない．

もう一人の著者(西川)はすでに，『防長風土注進案』(山口県文書館1960-66)という，1840年代初めの防長一円，すなわち長州藩にかんする村別調査記録から，産業部門間中間財投入の推計を行い，農・非農二部門投入産出表(「経済表」)および地域所得勘定表を作成している(西川・石部1975，西川・穐本1977，Nishikawa 1987)[1]．それによれば，世帯の構成では農家が8割をしめていたにもかかわらず農産物の全産出高にしめる割合は6割であったこと，したがって非農産物の構成比は40%におよんでいたことがわかっている．この比率は，かつてトマス・スミス(Smith 1969/2002)が同じ長州藩内の一宰判である上関について行った先駆的な推計から得られる55%という水準からみれば低いが，それでも徳川時代は農業社会というイメージを覆すに十分な値である．そのギャップの多くは農家の副業によって説明できること，また農家副業によって生産された工産物の少なからぬ割合が域外へ輸出されており，地域総生産にしめる輸出比率は22%にたっしていたことなどが明らかになっており，興味深い．

しかし残念ながら，この優れた資料からも所得分布を計算することはできない．『風土注進案』は町村ごとに作成されているが，そこに収められた統計は世帯調査の集計ではないので，各世帯が副業によってどのくらいの農外収入を

得ていたかがわからず，したがって世帯所得の分布が不明だからである．

ただ，農家兼業が広範に行われていたという事実は，農家所得にしめる非農所得の割合が無視できるような値ではなかったということを意味する．それゆえその比率が推計できれば，あるいは逆に農家以外の世帯の非農所得の稼得額が推計できれば，長州の場合，地域経済全体の集計値はすでにわかっているので，部門間の所得格差を計算することが可能となる．実際，スミスは上関宰判について，農家所得にしめる非農所得の割合を推計しているのである．これは卓抜なアイディアであったが，残念ながら彼は部門間生産性格差(したがって所得格差)を仮定してその推計を行ったのであった．その方法には問題が残っているし，また後に述べる理由で推計結果自体も若干過大である可能性が高い．

このように困難は多いが，しかし所得階層別や厳密な意味での職業階層別は無理としても，部門別，ないしは当時の身分階層別であれば推定は不可能ではない．すなわち，「士」，「農」，「工商」別に世帯所得を推計するのである．これは農・非農別とも，農村・都市別とも概念上は若干異なる区分であるが，このような階層分類であっても，その階層間格差がある程度判明すれば所得分布の一端を知る上で大きな前進となるであろう．

以下，第1節で『風土注進案』の調査における勘定体系および分類枠組を三田尻宰判内一農村の事例によって検討し，次いでトマス・スミスの上関にかんする推計結果を批判的に再吟味する．第2節においては防長一円の産出高・職業統計を検討し，その表にもとづき，第3節で身分階層別の総所得，世帯当り所得，一人当り所得を推定する．第4節ではその推定結果を，グレゴリィ・キングの1688年イングランドにかんする推計およびアンガス・マディソンが作成したムガール朝インド社会についての社会構成表と比較する．

1.「農業ニ相添(かせぎ)拵候」

最初に長州藩の『風土注進案』という資料がどのような勘定体系によって作成された，どのような性質の統計なのかを，三田尻宰判の一農村である田島村を例にみておきたい．ここは行政地域内に町場を有する瀬戸内海沿岸の村であった．その町場である中ノ関町について『田島村風土注進案』は，客船相手の「商人問屋・遊女屋・芸子屋・揚屋等」が数多く存在していたと記している(山口県文書館1960-66，第9巻，381頁)．そのために農業以外の職業が多彩で，それらがどのように書上げられているか，それらの生産がどのようになされ，また把握されているかをみる上で，恰好の事例となるであろう．

各村の『風土注進案』には，土地統計などとともに「竈数」(世帯数)の内訳と産出高の項が含まれている．田島村の世帯数を職業別に書上げたところをまとめれば表1のごとくである．農家79%，漁人4%，職人5%，商人6%，サービス5%という構成で，当時としてはきわめて非農化の進んだ地域であったことが瞭然である．ただ注意すべきは，これはあくまでも世帯の職業を書上げたものだということである．有業人口の職業分類がこの表のパーセンテージと同じとなる必然性はまったくない(職業別の人口統計はないので，職業階層ごとの世帯規模の違いもわからない)．いいかえれば，その世帯の成員がすべて同じ職業に従事していたことを意味しないのである．

興味深いのは農家の内訳の書き方で，原資料では「農人」303戸に続けて「諸職人」から「中師」までの計349戸を書上げ，その後一字下げて「右六廉(かど)いつれも農業ニ相添拵候」と注記されている(表では1字下げ，注記は最初においた)．この注記によって，これら349戸は農家で，書上げられた職業，すなわち職人職，海運および港湾業，漁業，そして「塩売日用拵」という雑業的職業までは，すべて農家兼業であることがわかるのである．ここから，「六廉」に入らない303戸は専業農家であったと想定できるが，そのとおりであるかどうかは後に吟味することにする．

次に全体の5%をしめる職人についてみよう．非農家に分類された40軒の職人は，「農業ニ相

表 1.『注進案』における職業戸数の書上：三田尻宰判田島村

	戸数	(%)
農人	303	(36.6)
以下,「六廉いつれも農業ニ相添持候」		
諸職人	30	(3.6)
廻船乗	3	(0.4)
上荷乗	12	(1.4)
小漁師	2	(0.2)
塩売日用持	294	(35.5)
中師	8	(1.0)
農家計	652	(78.6)
諸職人	40	(4.8)
漁人	33	(4.0)
商人		
問屋	7	(0.8)
商人(醤油屋・酒屋・綿屋・古手屋ほか)	15	(1.8)
小商人	16	(1.9)
看売	16	(1.9)
サービス		
質屋	6	(0.7)
風呂屋・髪結ほか	7	(0.8)
遊女屋・芸子屋・揚屋料理屋・揚酒屋	34	(4.1)
油板場	2	(0.2)
浜人	1	(0.1)
非農家計	177	(21.4)
合計	829	(100)

出所)　山口県文書館(1960-66),第 9 巻, 378-379 頁.

添」て営まれていた兼業職人 30 軒とは異なり,大工などの職人職を本業とする世帯であったと考えられる.その内訳はわからないが,『風土注進案』には職人札の枚数も掲げられていて(山口県文書館 1960-66,第 9 巻, 380 頁),それをみると家大工 11 枚,船大工 7 枚,木挽 2 枚,桶大工 3 枚,鍬大工 2 枚,鍛冶屋 2 枚,石工 1 枚,畳刺 1 枚,屋根師 30 枚,計 59 枚が下渡しされていた.加えて,「下ケ札不被相行」と断って,紺屋 4 軒,桁細工 1 軒,瓦焼 6 軒,合わせて 11 軒の職人も書上げられていたので,おおよその分布を知ることができる.興味深いのは,これらの合計が職業戸数統計における本業職人 40 戸と兼業職人 30 戸の計 70 戸に等しいこと,しかし本業職人の戸数と札の数は一致せず,兼業職人にも鑑札が下渡しされていたという事実である.このように 2 つの数字が一致するのは宰判内の他町村でも同様で,また兼業職人に下渡しされていたことも広く見られたのである.これは鑑札の有無が,本業か否かの別とは一致しなくなっていたこと,職人の在村化が進んでいたことを示すのであろう[2].

最後に,商人およびサービス関連の職業について検討する.表 1 から商業をサービス業が若干上回っていたことがわかるが,これは中ノ関町の存在に負うところが大きい事実で一般化できるとはいえないであろう.ここで興味をひくのは農家兼業として挙げられている「塩売日用持」と,専業とされる「看売」の関係である.「○○売」は「○○商」あるいは「○○屋」とは異なり,店舗を有しない,零細ながらも自分の裁量で小売商売を行う「振売」商人を意味したので,数からいえば前者が 294 軒と圧倒的に多かったということは農商兼業の主要形態が振売であったことを物語るのかもしれない.ただ,「塩売日用持」はやや捉えどころのないカテゴリーである.それは「日用」が被雇用者である日雇をも意味するからで,次にみる産出高の書上げでは「塩浜日用町日用共」といいかえられており,この 294 軒の大部分は塩田や町場での臨時雇であった可能性も高い.このような雑多な内容をもつ職業グループは,しばしば雑業者と呼ばれるところの,しかし日銭を稼ぐ点で共通項をもつカテゴリーと非常に近い.当時の人たちにとっては,おそらく,日雇労働と振売商売との区別はきわめて流動的であったにちがいない[3].

ここで産出高統計に目を転ずる.『風土注進案』における産出高は,すべて「産業」と「物産」に区分されて書上げられている.これは農と非農の区分に近いが,後者が石高の付された土地からの収穫高であるのにたいして,前者はそれ以外のすべての産出高であるというのが正確であろう(以下,山口県文書館 1960-66,第 9 巻, 384-391 頁).

したがって「産業」の部で書上げられているのは,製造されたモノの産額だけではなく,商業サービスにおける産出高,すなわち商人・職人等の「儲銀」をも含む.また,職業統計の非農家のところには登場してこない「農業ニ相添持候」ところの,農家兼業における産出高も書上げられている.いずれも,原則として中間投

入を差引いた純生産額となっている．若干の例をあげよう．質屋は6軒あり，「売高不同」ではあるが，「仕入銀引之」，「残り儲銀軒別抔(ならし)」で1貫750匁なので，総産出高は10貫500匁である．鍛冶屋・大工・木挽など職人の産出高の計算は，「諸雑用引之」いたところの，900匁から1貫700匁になる軒当り儲銀に戸数を乗ずる方法でなされている．「塩菰」は農家の副業であろうが，その抔高も「仕入藁凡半方持合せ半方買足之藁代凡六貫五百目引之」いて26貫目となる．同じく木綿織は，「綿替」と呼ばれる，農家が原料を買入れ，それを織出し，自家用(「着料」)を除いた残りを販売するという農家副業の形態であったが，その産出高も「元綿を引残り代銀反別三匁抔ニ〆」25貫500匁になった[4]．これにたいして，何も引かずに儲高が記されている場合もある．塩田における不熟練の雇用である「寄せ跡突女」は，塩田一枚当りの賃金支払額から計算された総儲高17貫24匁が掲げられている．前述の「塩浜日用町日用」も同様に合計185貫220匁にのぼる額が計上されていて，雑業的雇用の規模が無視できないものであったことがわかる．ただ被雇用者であっても，廻船業のように食事付の場合は「喰雑用」を引いて計算がなされていた．

これらはすべて年間の儲額であり，抔高であった．計算の基礎には一軒当りの平均儲高があり，従事軒数があるのであるが，年間の労働日数はさまざまであったと思われる．たとえば製塩業の場合，18世紀末以来の「三八換持法」と呼ばれる生産制限下にあり，3月から8月までの6ヵ月操業であった．熟練を要する浜子はその前後にも仕事があったようであるが，それでも年間240日の労働，寄せ女・跡突女のような日雇では150日の就業であったという(西川・石部1975，716-718頁)．商人や専業職人の場合は，フルタイムと呼ぶにふさわしい日数，250日から300日程度働いていたかもしれない．しかし他方で，塩菰づくりや木綿織のような農間の余業では100日を下回る期間しか従事していなかったとしても驚くにあたらない．世帯としてみればフルタイムで働いていても，記載された一つの儲高に対応する労働日数はパートタイムのそれでしかない場合が少なからずあったのである．

以上に比べると「物産」の部は簡素である．米麦，粟稗豆類，野菜類，菜種・実綿・果物等であるが，果樹を除けばすべて一反当りの収穫高から推計されている．すなわち，農家一軒当りではなく，村の総作付面積に平均反当収量，必要があれば上中下の等級別の平均反当収量を乗じて，総収穫量が求められている．このうち，菜種，琉球芋，大根，梅，蜜柑，渋柿，棗は代銀表示で，この村の換金作物だったのであろう．他はすべて石表示となっている．投入財の控除はなされておらず，商工業のように大きな額とはならないが，純生産の算出には推計の必要となるところである．

「産業」の部を集計すると銀492貫，「物産」高を1石80匁で銀に換算すると計482貫となる(相場は宰判間でばらつくが，藩全体の計算に利用された換算率を援用：西川・穐本1977，121頁)．前者は純生産高，後者は粗生産高であることを考慮すると，非農所得が農業所得を若干上回っていた農村であったことがあらためて確認できる．

次に，すでに言及をしたトマス・スミスによる上関宰判村々の所得推計を取上げよう．上関も瀬戸内沿岸の宰判で，山がちの内陸部にも村は存在したが，全体としては商業化が非常に進んでいた地域であった．港町および塩田が沿岸部に点在し，塩田の燃料に使われた石炭や薪が他所より運び込まれ，産物である塩や木綿が積み出されていた．そのような活発な生産および商業活動が牽引力となって，宰判全体の消費水準も長州藩でもっとも高いところとなっていた．そしてそれゆえにであろうか，『風土注進案』の記載ももっとも詳細な宰判の一つであった．

スミスは，この宰判15ヵ村についての「物産」と「産業」の産出高(ともに純生産額)を集計し，その上で

① 非農家の一人当り生産性は，別途推計によって農家の2.47倍とおき，その係数を農家の平均生産性に乗ずることによって，非農総生

表 2. 上関宰判における非農割合と農家所得にしめる非農所得比：スミス推計

(%)

	世帯数にしめる非農割合	総所得にしめる非農割合	農家所得にしめる非農所得比
麻郷	14	54	44
別苻	33	81	75
上田布施	4	26	21
下田布施	18	49	30
波野	27	54	20
大波野	4	23	16
平生	55	72	57
曾根	16	77	74
大野	7	34	25
宇佐木	7	43	36
伊保庄	9	43	34
小郡	8	56	51
佐賀	12	61	55
尾国	19	59	46
室津	56	83	64
計	18	55	43

出所) Smith(1969/2002), 83, 85頁, 山口県文書館(1960-66), 第5-6巻.

註 1) 農家所得にしめる非農所得比の宰判計は載せられていないので,『風土注進案』所載の世帯数で加重平均をとった.

2) 宰判内にはさらに上関の地方・浦方, 長島4ヵ村と周辺5ヵ島とがあったが, スミスは計算から除外している. またどういう理由からか, 彼は村の順番を変えているが, ここでは元通りの並べ方に戻した.

産中の非農家によって生産された非農産出高を推定し, 次いで

② 非農業所得のうち, 非農家によって生産されていない部分はすべて農家が生産したと仮定して, 非農生産中の農家による産出高を推計した(Smith 1969/2002).

そしてこれら推計値より, 非農割合と農家所得にしめる非農所得比を求めたのである. 結果は表2のとおりで, 世帯数にしめる非農家の割合は最大56%, 最小4%, 平均18%, 総所得にしめる非農所得の割合は最大83%, 最小23%, 平均55%, そして農家所得にしめる非農所得比は最大75%, 最小16%, 平均43%となる. 明記されていないが計算のもととなった産出高・所得集計値は税引前のようで, 税引後だといずれもさらに高くなり, たとえば農家所得にしめる非農所得比は50%をこえる水準まで達するのではないかと思われる[5].

このように高水準の非農化率となったのは, 明らかに対象とした宰判が上関という, 当時としては最先進の地域だったからである. しかし, 彼の推計方法にも問題はないのであろうか. 具体的には, 上記の仮定①はどのようにして導き出されたのであろうか.

この2.47倍という値は, 非農部門における一人の労働者が年間300日働いたときの「平均賃金送金額」を非農部門の生産性の指標とし, 農業平均生産性は年間耕作日数を182日として計算, 両者を比較したものである(2.47という係数は, 世帯統計には載っていて産出・所得の報告がない職人の所得推計にも適用されている). 「送金」という言葉から推測されるように, ここで想定されているのは出稼労働者の稼得である. この場合, 非農のなかではもっとも熟練度が低い職業の生産性が比較対象となっていることになり, 実際の非農部門にはもっと稼得水準の高い職業が存在したので, 非農家による非農所得の稼得総額は過少となる. それゆえに, 仮定②から, 農家所得にしめる非農所得の割合は高目にでてしまう可能性が生ずる. それがどの程度過大であったかは, 一つは年間300日という労働日数の妥当性, もう一つは非農部門内における所得分布の不平等度に依存するので, はっきりしたことはいえないが, 差引きすれば若干の過大推計傾向をもっていたといえるのではないか[6].

ちなみに, 著者の一人(西川)が三田尻宰判31町村について行った検討があるので紹介をしておきたい. 三田尻は上関と下関のあいだに位置する, やはり瀬戸内の宰判である. その31町村のうち2町5村を除き, いかにも農村らしい24ヵ村について税引前の純生産額を集計し, そこから総農業所得額と総非農所得額の割合を計算して, それをもって農家所得にしめる非農所得の割合とみなすとすれば, それは28%となる(西川・石部1975, 720頁)[7]. 予想されるように, 上関の43%よりはだいぶ低い水準である. もっとも, これら24ヵ村のなかには若干の専業の非農家が存在していたはずなので, この計算方法で得られるのはあくまでも「近似値」である. それに, これもスミス同様一宰判についての数字なので, 次節では長州経済全域

表 3. 長州藩における産業別産出高と職業戸数

	産業別産出高（銀千貫）	職業戸数（戸）
「士」	—	5,700
「農」部門		
農業	58,179	85,531
製紙	916	(13,300)
木綿織	2,213	—
酒造	2,526	—
製塩	3,371	—
漁業・林業・採石業	7,155	3,567
小計	74,360	89,098
「工商」部門		
職人	3,972	5,840
商人	12,769	7,865
運輸交通，その他	3,895	4,029
小計	20,636	17,734
合計	98,996	112,532

出所） Nishikawa (1987), pp. 325-326, 329, 332-333, 西川・穐本(1977), 106-108, 113-115 頁.

註 1） 産出高は付加価値額で税引前の値である．なお，Nishikawa (1987) の Table 4 では若干の不整合がみられるので訂正をしてある．

2） 武士には陪臣 6,200 を含むが，ここでは彼らは独立の家計単位としては数えられていない．

3） 製紙戸数 13,300 は農家戸数の内数．

4） 木綿織・酒造・製塩については製造戸数が得られない．農家副業と考えられるため，農家部門に含めた．

について異なった方法での算定を試み，それによって階層間の世帯所得格差の推計に結びつけたい．

2. 藩全体の産出高・職業構造

最初に長州経済全体について，産業（この場合は通常の意味での産業である）別の産出高とそれに対応すると思われる職業戸数を整理して示す．表 3 がその結果で，産出高の欄は中間投入を差引いた税引前の集計値である．産業は 9 分類，それらはさらに「農」と「工商」の 2 部門へ分類される．ここでは厳密な意味での農・非農ではなく，身分としての「農」か否かを基準としているため，漁業・林業・採石業はここに含めた．田島村でみたように，浜方には専業の資本家的な「漁人」がいた可能性はないわけではないが，当時の「漁人」の圧倒的大部分は自営業的な漁民で，彼らは田島村の「農業ニ相添持」していた「小漁師」の類であったので，そして彼らは士農工商の身分体系のなかでは「農」と観念されていたので，この分類も許されるであろう．彼らを合わせると，「農」身分は総世帯数 89,100 戸となる．人口は，藩全体の戸口数から計算される平均世帯規模 4.4 を乗じて 392,000 となる．

同じく「農」部門へ分類されている製紙・木綿織・酒造・製塩は，戸数統計に対応項目のない産業である．うち製紙業は山間の農家副業として，藩政府の専売制度の対象となったために従事戸数が判明しており，その数が表 3 の職業戸数欄に掲げられているが，これは農家戸数の内数である．木綿織はおそらく農家婦女子の内職による産出高，酒造は出稼杜氏，製塩は浜子や寄せ跡突女の賃金収入であろう．すなわち，これらも農家副業だったのである．

同表の「工商」部門は総世帯数 17,700 戸の規模である．人口数は，全体の平均世帯規模 4.4 を一律に適用して 78,000 となる．この部門の世帯のなかには，家事および店表の奉公人を雇用しているところがあったはずである．もし現住地主義で記録がとられていれば，宗門改の際には家事奉公人は勤め先の世帯に含めて記載されるのが慣行であったので，それらの住込奉公人が含まれた人口表が用意できたかもしれない．しかし，『風土注進案』の戸口数は本籍ベースの集計であったと思われる．加えて，各村の『風土注進案』から農・工商別の世帯規模を計算することができない．そのため，農・工商別の人口推計は断念をした．

産出高の欄には戸数統計と対応がつく産業項目が並んでいる．これら職業に従事していた世帯の多くは世帯主がその本業者であり，職人の場合は札の持主であった．それゆえ，この部門の従業世帯からみた定義は明瞭と思われるが，問題は産出高のほうにある．すなわち，この部門の産出高とされているものがすべてこの部門に属する世帯によって生産されたものかどうかの問題である．田島村の例では，農家兼業としての諸職人，農家出稼と思われる「上荷乗」「廻船乗」，さらには「塩売日用持」「中師」などが職業統計に登場していたが，彼らの稼高は表 3 では工商部門の産出高に入っている．また，職

業統計に登場しない非農活動も存在した．田島村の場合，塩菰づくりは原料の藁を購入して行なわれていたが，それに対応する産業名も職業名も見当たらない．同様のことは蓑づくりについてもいえる．これらは「農業之間相」になされたと注記されており，農家の農閑期における余業である．それは，このような加工業から「鮒鱣どぢやう取」，「駄賃馬」(すなわち小運送による駄賃持)，そして日用持まで，まことに雑多な内容をもっていたが，それらの所得もまた，表3の工商部門に含まれていたのである．三田尻宰判を例にあげよう．宰判内の村で，田島村のように日用持を職業統計に明記しているところは多くない．上右田および下右田村で43戸と12戸を計上しているだけである．しかし，職業統計ではなく「産業」勘定の部をみると，日用持何軒でいくらという記載があり，その軒数が職業統計と一致しない，あるいはそれ以上である場合が見受けられる．具体的には，3村の職業統計に表れた日用持は349戸であるが，「産業」の部に登場する軒数を農村についてのみ集計すると735軒になるのである．349戸は農家兼業と明示されていた場合であるが，これは農間の臨時雇用で稼いだ額が，職業統計からうける印象以上に多かったことを強く示唆する．もっとも，日用持には町方在住者も存在した．農繁期には，彼らが村方に出稼することもあったかもしれない．あるいは，町方ではなくとも塩田村のようなところでも，本業が浜子・釜焚で副業が農作日用持というものもいたにちがいない．実際，田島村の東隣にある浜方村の『風土注進案』では，彼らのことを「塩浜之蔭ニ而年分渡世仕候，尤農業相添隣村入作をも仕候」と評していた(山口県文書館1960-66，第9巻，347頁)．とはいえ，そのような人たちがいるところは，町場か塩田村にかぎられていた．日用持および類似の臨時雇用の多くは，農家の成員が農間に行うところの副業であったと思われる．

最後に，表3には「士」も含めた．武士は何の生産も行なわないが，平民の経済活動の成果(すなわち，産業別産出高の欄の各数字)から貢租を徴収し，そのなかから武士および陪臣の家族が養われており，彼らの世帯所得を計算することは可能だからである．武士の戸口にかんしては相当の不確かさが残るが，彼らは世帯数で5,700，総世帯数の5%にあたる．しかし注意しなければならないのは，第一に，この数字は直臣のみの数で6,000をこえる陪臣が含まれていないこと，そして第二に，それゆえに人口構成比では10%になるという点である．陪臣は家臣に抱えられた家臣で，彼らの俸禄は藩主から支払われるのではなく，彼らの主人である藩主からもらう俸禄より支払われるために，ここでは陪臣数を含めない数字が掲げられている．彼らの人口にかんしては直接知る手だてはないが，平均世帯規模を4.25として算出された5万人という数値があるので，それを採用する(西川・穐本1977，113頁)．それゆえ，世帯数5,700，総人口5万という記載は，陪臣をあたかも譜代の住込奉公人のように扱っているのであるが，実際の奉公人自体は——工商世帯の場合と同様——この計算からは除外されている(3階層ごとの戸口数は，下に掲げる表4をみよ)．

表4．長州藩における身分階層別所得推計

	身分階層		
	士	工商	農
世帯数	5,700	17,700	89,100
人口数	50,000	78,000	392,000
仮定I			
(1)総所得(税引後，貫)	11,000	20,036	43,960
(2)世帯当り(匁)	1,930	1,132	493
(3)一人当り(匁)	220	257	112
仮定II			
(4)総所得(税引後，貫)	11,000	15,444	48,552
(5)世帯当り(匁)	1,930	873	545
(6)一人当り(匁)	220	198	124
仮定III			
(7)総所得(税引後，貫)	11,000	12,012	51,984
(8)世帯当り(匁)	1,930	679	583
(9)一人当り(匁)	220	154	133

出所)　表3に同じ．
仮定I：表3における製紙・木綿織・酒造・製塩のみが農家による隠れた非農所得とした場合．
仮定II：工商の一人当り所得が武士の90%であったときに逆算によって求められる非農家の総所得を，総非農所得から差引いた残りがすべて農家による非農稼得であるとした場合．
仮定III：工商の一人当り所得が武士の70%であったときに逆算によって求められる非農家の総所得を，総非農所得から差引いた残りがすべて農家による非農稼得であるとした場合．

3. 階層別世帯所得の推定

本節では身分階層別世帯所得の推計を行う．表3にもとづくことになるが，表3と一つ異なるのは，ここでは税引後の所得による計算となる点である．それは，武士の所得が農・工商階層の世帯が納めたところの貢租から支払われるからである．ただ，政府歳出には武士給与以外の項目もあるので，表3の産出高の合計と，本節で推計された所得合計値は当然一致をしない．

以下の計算にあたっては2つの原則をたてる．原則の1は，『風土注進案』の「産業」統計に登場し，それに対応する職業が書上げられていない産出高はすべて農家によって生産されていたというものである．これには第2節での検討からみて，疑念の余地はないであろう．原則の2は，工商階層の一人当り所得は武士階層のそれを上回ることはないというものである．これはきわめて当然の，常識的判断といってよいと思うが，この原則によって工商階層の推計値の上限が決まることになる．

その上で，次の3つの場合を考えよう．

仮定 I 第一原則のみを適用する場合である．表3に即していえば，製紙・木綿織・酒造・製塩を農家の生産物とみなし，それらを農家所得中の隠れた非農所得として計算しなおすことを意味する．

仮定 II 工商階層の一人当り所得は，武士階層のそれを10%下回っていたと仮定し，そのときに逆算によって求められる非農家の総所得を，総非農所得から差引いた残りがすべて農家による非農稼得であるとした場合．

仮定 III 工商階層の一人当り所得は，武士階層のそれを30%下回っていたと仮定し，そのときに逆算によって求められる非農家の総所得を，総非農所得から差引いた残りがすべて農家による非農稼得であるとした場合．

仮定のIIとIIIは基本的にスミスの方法と同じ発想によっている．すなわち，何らかの仮定によって非農家による非農所得の総額を計算し，それをすでに得られている総非農所得額から差引くことによって，農家による非農所得の稼得額を求めるというものである．スミスとは，非農家による非農所得額の推定に支配者層の一人当り所得の水準を利用しようというところが異なっているわけである．

それぞれの計算結果は表4に示されている．まず仮定Iのみで計算を行った場合をみると，その結果は上記の原則2と抵触することが判明する．行(2)をみると原則に抵触していないように思えるが，これは武士の世帯に陪臣を含めていないからで，人口一人当りでみた行(3)では工商のほうが上回っていることが明らかである．これは，製紙・木綿織・酒造・製塩以外の非農産出高のうちにも農家によって生産された財およびサービスが含まれていたことを意味し，それが無視できる程度でなかったことを示している．

そこで接近方法を変え，原則の2を具体化して，工商階層の一人当り所得は武士階層のそれを10%下回っていたと仮定する．具体的には行(6)にあるように，武士の一人当り所得220匁の90%である198匁を工商の一人当り所得とし，それに人口数を乗じて行(4)の総所得額を計算する．それを，表3の総産出高から租税分を控除した63,996貫から差引いて，総農家所得額を得る．それを人口数で除すと，行(6)の一人当り所得124匁が求められる．世帯当りでは，行(5)に示されているとおり，武士1貫930匁，工商873匁，農家545匁となる．倍率をとってみると，世帯の可処分所得では武士が農家の3.5倍，工商は1.6倍である．この倍率でも格差水準は低位といえるが，一人当りでみると武士は農家の1.8倍，工商は1.6倍となって，階層間の格差はさらに縮小する．なお，すでに述べたように，武士の世帯人口にも工商の世帯人口にも住込奉公人の数は含まれていない．世帯当りの平均奉公人数は武士のほうが多かったであろうから，実際の士・工商間の一人当り所得格差は10%よりも小さかった可能性が高い．したがって，この仮定IIは両階層間の格差が僅少であった場合を示すといってよい．そして，

彼ら住込奉公人の多くは農家から供給されていたので，農家部門とそれら2部門との格差も実際はもう少し小さかったものと思われる．

仮定である工商所得の武士所得にたいする比率を90%から引下げると，農家所得との階層間格差は1.6という倍率よりもいっそう縮小する．これは非農家によって稼得された非農所得の総額が減少し，したがって農家が稼出した非農所得の総額が上昇するからである．仮定IIIはその比率を70%とした場合であるが，それによって再計算すると，行(8)と(9)にあるように，世帯所得で1貫930匁，679匁，583匁(3.3倍と1.2倍)，一人当りでは220匁，154匁，133匁(1.7倍と1.2倍)となる．ただ，農と工商の所得差が1.2倍というのは，あまりにも縮まりすぎて現実的でないのではないか．すなわち，表4のなかでは仮定IIによる計算結果が妥当ではないかと思われる．

厳密に比較できる分類ではないが，西川・石部の三田尻推計をみてみよう．農村らしい農村24ヵ村を農家の集合，残りの7町村を非農家の集合とみなしての計算についてはすでに紹介をしたが，両グループの総所得をそれぞれ集計，租税を控除し，総戸数で除して一人当り可処分所得を求め，その倍率をとると1.4倍であった(西川・石部1975，721頁)．この計算では，非農グループ——2町5村である——に農家が紛れ込んでいる確率のほうが農家グループに非農家が混在している確率よりも高いと思われるので，現実の倍率は1.4よりもやや高かったのではないか．そうであれば，この三田尻にかんする推定結果も，仮定IIの計算が妥当という想定と整合的である．

なお，この仮定IIによる推計で含意されているところの農家所得にしめる非農所得比は，税引前で26%，税引後(可処分所得)で42%である．スミスの43%という数字が税引前のものであったとすれば，本推計はそれよりは低く，三田尻の『風土注進案』から得られた，前述の西川・石部推計28%に近い．もっとも，その違いは算定方法の違いによるというよりは，スミスの選んだ宰判が上関という，当時としては非常に商業化の進んだ地域であったことによるものであろう．

4. 国際比較

前節で示唆された所得分布，すなわち支配者層の一人当り所得も工商身分のそれもともに農家の一人当り可処分所得の2倍未満であったという徳川社会は，近世としてはどのような位置づけになるのであろうか．他の社会でも工業化以前ではやはり所得分布はかなり平等だったのであろうか．それとも，徳川日本はやや例外的だったのであろうか．

比較可能な歴史的データは非常に少ない．ここでは近代以前に絞り，グレゴリィ・キングの推計表がある1688年のイングランドと，1600年ころと考えられるムガール朝インドとの比較をしてみたい．前者は政治算術の技法を駆使してなされた推計で，現代の国民所得勘定の体系で読みかえ可能な内容をもっていることはよく知られている(King 1804/1973)．産業革命よりも一世紀前ではあるが，近世の成長が進行中の社会である．また，職業身分別を基本としているため，本稿での区分法に近似した階層分けに組みなおすことができるのも魅力である[8]．後者は，アンガス・マディソンによる高度に定性的判断を交えた推定の結果であり，階層も4区分であって，自由な組替えはできない．しかし，征服王朝下にあったカースト制社会の分配構造を示す貴重なデータではある(Maddison 1971, p. 33)．

比較のために必要なことは階層分類を合わせることである．徳川日本では官僚と兵士との分離がみられなかったが，イングランドでは，将校('naval and military officers')はともかく，一般の兵士('common soldiers')は支配者層の一員とはみなされていなかった．マディソンのインドにかんする表では，'soldiers and petty bureaucracy'はエリート層とは区別され，都市部門の商工業者や専門職と一緒にされている．幸いキングの表では詳細な職業身分の区分がされているので，軍人(将校と一般兵士)を支配層に入れて徳川日本と比較可能とした場合とそう

でない場合にわけて計算をすることができるので，その両者の数字を算出することとする．なお，インドの‘petty bureaucracy’は平民扱いであったので，イングランドにかんしても‘persons in lesser offices and places’を支配者層から除くことが考えられる．しかし，彼らの地位は下級官吏のイメージからするとかなり高かったと思われるので，その調整は行わなかった．代りに‘lesser clergy-men’をどちらの場合からも外して，平民とみなした[9]．

徳川日本のもう一つの特異性は兵農分離である．その結果，徳川時代の武士は知行はもっていても蔵米(俸禄)を受取るだけの存在となり，他の地域でみられた農業経営を行なう貴族・ジェントリ層が欠如することとなった[10]．イングランドの場合，これら身分のものを農家部門へいれることはできないので，彼らの直営経営からの所得分だけ日本の武士層の所得計算と合致しないことになる．ただ，彼らは大地主でもあり，そこからの地代収入が十分な大きさをもっていたので，これは大きな誤差要因とはならないであろう．インドの場合は，通常の‘village economy’とは別に，人口比で10%，所得比で3%の‘tribal economy’が区分されている．これはインド固有の事情であるが，ここでは農家部門に合算をした．同国の平均農家所得水準を引下げることとなるが，ウェイトが低いので比較自体に影響することはないはずである．

最後に，家事奉公人の問題がある．前述のとおり，日本では含めないでの計算となったが，イングランドの場合，雇用者の世帯の一員に含まれていたことは明白である(インドについては不明)．ただ残念ながら，この点は基準を合わせて再計算をすることはできなかった．

以上を念頭におき，結果をみよう(表5)．いずれも一人当り可処分所得による比較である．分類上の不一致や定義の微妙な違いがあるにしても，その影響を感じさせないほど明瞭な相違が日英印のあいだには存する．グレゴリィ・キングのイングランドについてみれば，どちらの区分をとるにせよ支配層は農家部門の5倍前後，工商は2倍の所得を得ていた．ムガール朝のインドでは，26倍と4倍であった．イングランドはインドよりは平等で，そのイングランドは徳川日本よりは不平等であった．

表5．階層間所得分布の日英印比較

	階層		
	支配者	工商	農
人口割合(%)			
日本：1840年代	10	15	75
イングランド：1688年			
支配者層に軍人を含む	9	14	78
支配者層に軍人を含まない	4	18	78
インド：1600年頃			
支配者層に兵士を含まない	1	17	82
一人当り所得(農＝100)			
日本：1840年代	177	160	100
イングランド：1688年			
支配者層に軍人を含む	468	205	100
支配者層に軍人を含まない	602	202	100
インド：1600年頃			
支配者層に兵士を含まない	2,563	372	100

出所)　日本は表4，イングランドはKing(1804/1973)とArkell(2006)，インドはMaddison(1971)，p. 33による．

註　1)　日本の値は，表4の仮定IIによる．
2)　イングランドの「軍人」は‘officers’および‘common soldiers’の計，「含まない」場合は工商に入れた．
3)　インドの「農」には人口比で10%をしめる‘tribal economy’を含む．また「兵士」は‘soldiers’で，‘officers’を含むかどうかは不明．

このように結論は明瞭であるが，長州藩を1840年代日本の代表と考えられるかという疑問は残る．産出高でこれだけ詳細かつ正確なデータは他にみられないので，その全国経済における位置を知ることはできないが，スミスがすでに述べているように，明治初年の統計などから判断すると際立って先進的ということはなかったようである．むしろ，これまでの検討からも明らかなように，直臣の藩士一人が養わなければならない人数の多さ，すなわち陪臣の多さが，一人当り所得の平準化に寄与していたので，この陪臣の多さが長州藩に特有の現象であったかどうかを知る必要がある．しかし残念ながら，直臣と陪臣の藩別統計があるかどうか寡聞にして知らない．陪臣の比率が半分以下のところは少なくなかったであろうが，他方では仙台藩のようにそれが7割にたっしていたところも存する．少なくとも長州藩が極端な例外ではなかったといえそうである．

より大きな問題は，階層内の格差である．日本の武士身分は，一万石以上を取る家老から徒士・足軽，さらには陪臣まで含まれて，階層内所得格差は相当に広かった．長州藩の5,700人の藩士身分にかぎれば，彼らの禄高階層別の分布がわかる．それによれば，100石未満が87%で，1,000石以上は0.9%，最高は10,000石余である(西川・穐本1977，123頁)．残念ながら100石未満の内訳はわからないが，非常に不平等といってよい．ただ，陪臣を抱えていたのは禄高の多い，身分が上の藩士であったと思われるので，それをも考慮に入れると，不平等度はだいぶ縮まるかもしれない．他方，工商部門にかんしては，穐本洋哉が三田尻の『風土注進案』にもとづき「産業」勘定の部から集計した3,500余の一軒当り儲高の分布表がある(穐本1987，206頁)．その集計からは農間稼が外されていて，それゆえであろうか，穐本はそれを非農家の「所得分布」と読みかえている．しかし，それは不正確であろう．表にも注記されているように，廻船業では艘別に稼得高を示した「産業」勘定の記載にしたがっているため，廻船軒数は実際の業主数よりも多くなっている．実際，すでにみたように，原資料の記載方法では一世帯一儲高ではありえないので，廻船業についての問題点は他の業種についても多かれ少なかれ当てはまるはずである．とはいえ，貴重なデータであることは間違いないので，最頻階級である501-700匁より下の階級は世帯主の稼得ではない——ずいぶん控えめな仮定であるが——と考え，それらを除いた分布をみてみよう．それによれば，700匁以下は全体の53%，7貫101匁以上は2%，最高稼得者は10貫余であった．数百匁の儲を補い合って暮らしていた世帯が多ければ，不平等度はこれより縮まり，大口の商いを兼営していたものが多ければ逆に開くことになる．どちらも少なからず存在していたと思われるが，それでも武士の場合ほどは格差の程度が広くはなかったという印象である．いずれにせよ，仮に世帯データによって所得階層別の分布が描けるとしたら，それが身分別の数字が与える印象よりは不平等であったことは間違いない．したがって，表4からジニ係数のような尺度を推計するようなことは慎まなければならないのである．

このように種々の問題は残っているが，全体的な傾向は明瞭である．徳川日本における所得分布は英印両国よりは格段に平等であった．それは日本の支配層および商人層が，他の2つの社会と比較して豊かでなかったからであり，そしておそらく，幕末まではその傾向を逆転させる力が働くことはなかったのである．その要因の一つには鎖国があったかもしれない．トマス・スミスが別な論文で強調したように，海外貿易，すなわちグローバル経済との接触は，西欧諸地域では大商人層の勃興をもたらしたし，東欧では逆に領主層がその営利機会を独占した．したがって，日本における世界経済との遮断が大商人や領主にとって不利に働いたことはたしかにあったかもしれない(Smith 1973/2002)．その当否は措くとして，いっそう重要な要因が——これはスミス自身も，そして私たちがこれまで強調してきたことであったが——可処分所得の4割をも稼ぎだす農家の非農活動の存在にあったことは間違いない．彼らは，商業化の進展に対応するなかで非農活動への関与を高めていったからである．

(一橋大学経済研究所・慶應義塾大学名誉教授)

註

1)　このほかに，農業生産関数の推計を行い，そこから得られる限界生産力と非農賃金の関係を分析した論文も発表をしている(穐本・西川1975年，Nishikawa 1978)．これらは改定の上，近々著書にまとめられる予定である(西川，近刊)．また，共同研究者であった穐本洋哉は，農業生産，非農生産の宰判別検討，灌漑施設・新田高・船舶数などによる資本ストックの推計，藩財政の検討などを行い，単著として刊行した(穐本1987)．これら研究成果の要約ならびに長州藩経済の全貌については，西川(1985)の第3章をみよ．

2)　三田尻の記録では明示的に書かれていないが，鑑札下渡しの見返りとして水役銀が納められていた．ただし上関宰判の記録によれば，その額に多少のばらつきはあったものの，きわめて軽微な税負担であった．商人札については「右当事不被相行候事」とあり，かつては鑑札を下渡す制度があったけれども，1840年当時にはもはや行われていなかったことがわかる．

3) 日銭を稼ぐものは，当時の呼称によれば「其日稼之者」である．江戸を始めとする大都市にも多く，上方の商家の世界とは対照的な，不定形で流動的な労働市場を形成していた．斎藤(2002)，122-30頁を参照．

4) 綿替制は他の宰判でも，また他の地域でも広くみられた形態である．それは原料供給とは分離したが，紡糸と織布の工程は未分離であり，自家消費需要を充たすための市場行動であったという点において，他の形態，たとえば問屋制家内工業とは異なるものであった．それは自家用綿布調達のための手段に過ぎないという面で，また後にみられるような産地集積を伴わない点でも，発展の過程で消えてゆく生産形態でもあった．なお，長州藩のなかでは小郡地域が綿布取引の中心地となり，幕末にかけて拡大をした．旧来の木綿問屋とは異なる，しばしば在村の「棉屋」が登場し，彼らが他地域から繰綿を仕入れて農家に供給，織り出された綿布を九州や藩内の市場へ売り捌くようになっていた(森下2002)．ただ，これら棉屋と木綿織農家との関係が問屋制のそれであったのかどうかは明らかにされていない．在来織物業の発展・再編成と生産形態の関連については，谷本(1998)，第5章を参照．

5) スミス論文における表には実数値がなく，すべてパーセンテージのみしか与えられていないため，残念ながら厳密な突合せは不可能である．推計上の問題点としては，職人所得の追加加算，石炭および銑鉄など域外からの輸入の扱い，そして廻船儲銀の過少計上を指摘しうるが，それらは相互に相殺しあっていた可能性があるので，結果としてある程度妥当な推計となっているのではないかと思われる．数パーセントの誤差の幅を考えれば，農産高と非農産高の比は5対5程度であったというのが無難な判断と思われる．

6) なお，スミスの想定した，出稼の非農就業者の年間労働日数300日は不適切であろう．上関地方での典型的な季節出稼先は日本海側の鯨組行であろうが，これは晩秋から翌年春までの労働であった．近隣における雇用先では塩田がもっとも重要で，継続的な雇用が見込まれるものであったが，上述のとおり，日用持の場合は150日の就業であった．スミスの方法の根幹には，農業労働と比較可能な非農職業の生産性ないしは稼得能力をみなければないないということがあったのであろうが，私たちの一人(西川)が農業生産関数から得られる限界生産力と非農賃金との均衡を検討した際に用いた年間労働日数は，塩田150日，農業200日であり，そのほうが現実に近いということは記しておきたい(穐本・西川1975年，Nishikawa 1978)．仮にこの150日-200日という組合せで農・非農間の生産性比を再推計し，スミスの計算をやり直すと，農家所得にしめる非農所得の割合はさらに高目にでてしまうことになる．もっともスミスは，非農労働者の300日就業のときの収入を職人の年間所得推計にも使っていたので，もともと出稼労働者よりはやや高目の層を想定していたのかもしれない．いずれにせよ，推計方法にこのような多少の混乱があったにもかかわらず，それらは相殺しあって，推計値はかえって結果が若干の過大推計の範囲内に収まっていたとみることができる．

7) 非農村グループは，三田尻，宮市の両町，新田，浜方，西浦前ヶ浜，江泊の塩田村と，廻船業の島で「産業」所得の総所得にしめる割合が圧倒的な向島村である．なお，やはり「産業」所得の割合がかなりの高さになっていた田島村は農村グループに含まれている．

8) キング表の数値を批判的に再吟味したArkell (2006)によって訂正したデータによる．なお，オリジナルのキング表から不平等度を推計したLindert and Williamson(1983)によれば，ジニ係数は0.541，最上位10%の階層の所得シェアは44%であった(貧民を含んでの計算である)．

9) この点は，聖職者のなかで「聖職禄(benefices)をもたない場合」は「ジェントリより下」とみなされることが多かったという，ピーター・ラスレットの判断にしたがう(Laslett 1983/86，51頁)．

10) いうまでもなくすべてが蔵米取となったのではなく，地方知行制も存在した(長州藩でも同様である)．しかしその場合でも，地方に直営農場をもって経営を行なっていたわけではなく，西欧の貴族・ジェントリとの違いは明瞭である．

参考文献

穐本洋哉(1987)『前工業化時代の経済：『防長風土注進案』による数量的接近』ミネルヴァ書房．

穐本洋哉・西川俊作(1975)「19世紀中葉防長両国の農業生産関数」『経済研究』第26巻第4号，pp. 302-311.

J.-P. バッシーノ・馬徳斌・斎藤修(2005)「実質賃金の歴史的水準比較：日本・中国・南欧」『経済研究』第56巻第4号，pp. 348-369.

森下徹(2002)「萩藩小郡宰判の木綿問屋と綿屋」，渡辺尚志編『幕末維新期村落社会の変動』岩田書院，pp. 37-84.

西川俊作(1985)『日本経済の成長史』東洋経済新報社．

西川俊作(近刊)『天保期長州の経済構造』東洋経済新報社．

西川俊作・石部祥子(1975)「1840年代の三田尻宰判の経済計算」(1)(2)，『三田学会雑誌』第68巻第9-10号，pp. 663-84, pp. 707-732.

西川俊作・穐本洋哉(1977)「防長一円〈経済表〉序説」，社会経済史学会編『新しい江戸時代史像を求めて』，pp. 101-125.

斎藤修(2002)『江戸と大阪：近代日本の都市起源』NTT出版．

斎藤修(2005)「前近代経済成長の2つのパターン：徳川日本の比較史的位置」『社会経済史学』第70巻第5号，pp. 519-539.

谷本雅之(1998)『日本における在来的経済発展と織物業：市場形成と家族経営』名古屋大学出版会．

山口県文書館編(1960-66)『防長風土注進案』全22巻，マツノ書店．

Arkell, T. (2006) "Illuminations and Distortions: Gregory King's Scheme Calculated for the Year 1688 and the Social Structure of Later Stuart England," *Economic History Review*, 2nd ser. Vol. 59, Issue 1, pp. 32-69.

King, G. (1804/1973) *Natural and Political Observations and Conclusions upon the State and Condi-*

tion of England, 1696, 1804 edn by G. Chalmers ; reprinted in P. Laslett, ed., *The Earliest Classics : John Graunt and Gregory King*, Farnborough, Hants : Gregg International.

Laslett, P. (1983/86) *The World We Have Lost : Further Explored*, London : Methuen ; 川北稔他訳『われら失いし世界：近代イギリス社会史』三嶺書房.

Lindert, P. H. and J. G. Williamson (1983) "Reinterpreting Britain's Social Tables, 1688-1913," *Explorations in Economic History*, Vol. 20, Issue 1, pp. 94-109.

Maddison, A. (1971) *Class Structure and Economic Growth : India and Pakistan since the Moghuls*, London : George Allen and Unwin.

Nishikawa, S. (1978) "Productivity, Subsistence, and By-employment in the Mid-Nineteenth Century Chōshū," *Explorations in Economic History*, Vol. 15, Issue 1, pp. 69-83.

Nishikawa, S. (1987) "The Economy of Chōshū on the Eve of Industrialization," *Economic Studies Quarterly*, Vol. 38, Issue 4, pp. 323-337.

Saito, O. (2005) "Pre-modern Economic Growth Revisited : Japan and the West," LSE/GEHN Working Paper Series, No. 16/05.

Smith, T. C. (1969/2002) "Farm Family By-employments in Preindustrial Japan," *Journal of Economic History*, Vol. 29, No. 4, pp. 687-715 ; 大島真理夫訳『日本社会史における伝統と創造：工業化の内在的諸要因 1750-1920 年』増補版，ミネルヴァ書房，pp. 77-107.

Smith, T. C. (1973/2002) "Pre-modern Economic Growth : Japan and the West," *Past and Present*, No. 60, pp. 127-160 ; 同上訳書，pp. 18-54.